

令和7年矢板市議会定例会

第405回定例会議

議 案 書

令和7年9月

矢 板 市

令和 7 年矢板市議会定例会第 4 0 5 回定例会議提出議案

- 議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）・・・P 1
- 議案第 2 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）・・・P 1
- 議案第 3 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1
（第 1 号）
- 議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算・・・P 1
（第 1 号）
- 議案第 5 号 令和 7 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）・・・P 1
- 議案第 6 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）・・・P 1
- 議案第 7 号 令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・P 2
- 議案第 8 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定・・・P 3
について
- 議案第 9 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の・・・P 4
認定について
- 議案第 1 0 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算・・・P 5
の認定について
- 議案第 1 1 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業・・・P 6
特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 2 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定について・・・P 7
- 議案第 1 3 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について・・・P 8
- 議案第 1 4 号 矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準・・・P 9
を定める条例の制定について

議案第 1 5 号	矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につ	・ ・ P24
	いて	
議案第 1 6 号	矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正につ	・ ・ P42
	て	
議案第 1 7 号	教育委員会教育長の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P48
議案第 1 8 号	教育委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P49
議案第 1 9 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに	・ ・ P50
	いて	
議案第 2 0 号	工事請負契約の締結について	・ ・ ・ ・ ・ P51
議案第 2 1 号	市営土地改良事業について	・ ・ ・ ・ ・ P52
議案第 2 2 号	令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分	・ ・ P56
	について	
議案第 2 3 号	令和 6 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処	・ ・ P57
	分について	

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 7 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第 7 号

令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 8 号

令和 6 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 9 号

令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 10 号

令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 11 号

令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6
年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 12 号

令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 13 号

令和 6 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度矢板市下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 14 号

矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙
のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同

じ。)を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 1 1 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬

する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上

知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事

業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設け

られていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上の 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

い。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよ

う努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 15 号

矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数_____を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条におい</u>	(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____

て同じ。)

(第 1 号部分休業の承認)

第 2 2 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第

1 号に掲げる範囲内で請求する同条第

1 項に規定する部分休業 (以下「第 1

号部分休業」という。) の承認は

_____, 3 0 分を単位と

して行うものとする。

2 休暇等条例第 1 4 条の特別休暇のう

ち市規則で定めるもの又は休暇等条例

第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護

時間の承認を受けて勤務しない職員

(非常勤職員を除く。) に対する 第 1

号部分休業の承認については、1 日に

つき 2 時間から当該特別休暇又は当該

介護時間の承認を受けて勤務しない時

間を減じた時間を超えない範囲内で行

うものとする。

3 非常勤職員に対する 第 1 号部分休業

_____。)

(部分休業_____の承認)

第 2 2 条 部分休業 (育児休業法第 1 9

条第 1 項に規定する部分休業をいう。

以下同じ。) の承認は、休暇等条例第

6 条第 4 項に規定する正規の勤務時間

(非常勤職員 (定年前再任用短時間勤

務職員等を除く。以下この条において

同じ。) にあつては、当該非常勤職員

について定められた勤務時間) の始め

又は終わりにおいて、3 0 分を単位と

して行うものとする。

2 休暇等条例第 1 4 条の特別休暇のう

ち市規則で定めるもの又は休暇等条例

第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護

時間の承認を受けて勤務しない職員

(非常勤職員を除く。) に対する 部分

休業_____の承認については、1 日に

つき 2 時間から当該特別休暇又は当該

介護時間の承認を受けて勤務しない時

間を減じた時間を超えない範囲内で行

うものとする。

3 非常勤職員に対する 部分休業

の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする

の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

る。ただし、次の各号に掲げる場合に
あつては、それぞれ当該各号に定める
時間数の第2号部分休業を承認するこ
とができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時
間に分を単位とした時間がある場合
であつて、当該勤務時間の全てにつ
いて承認の請求があつたとき 当該
勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時
間未満の端数がある場合であつて、
当該残時間数の全てについて承認の
請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で
定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2
項の条例で定める1年の期間は、毎年
4月1日から翌年3月31日までとす
る。

(育児休業法第19条第2項第2号の
人事院規則で定める時間を基準として
条例で定める時間)

第 2 2 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2

項第 2 号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間は、次の
各号に掲げる職員の区分に応じ、当該
各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間
3 0 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤
務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0
を乗じて得た時間

(育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で
定める特別の事情)

第 2 2 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3

項の条例で定める特別の事情は、配偶
者が負傷又は疾病により入院したこ
と、配偶者と別居したことその他の同
条第 2 項の規定による申出時に予測す
ることができなかった事実が生じたこ
とにより同条第 3 項の規定による変更
(以下「第 3 項変更」という。)をし
なければ同項の職員の小学校就学の始
期に達するまでの子の養育に著しい支
障が生じると任命権者が認める事情と

<u>する。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	---

(矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 略

2・3 略

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、市規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 略

2・3 略

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、市規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者

(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)

であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第15条第1項、第18条の2第1項第3号及び第18条の3第1項を除き、以下同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号_____において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者をいう。第15条第1項及び第18条の3第1項において同じ。）の介護をする職員であって、市規則で定めるもの

(2) 略

(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)

であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて_____同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第15条第1項及び第18条の2第1項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者をいう。第15条第1項_____において同じ。）の介護をする職員であって、市規則で定めるもの

(2) 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる子のある職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が当該子

を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、市規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、市規則の定めるところにより、その子を養育するために

請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除きを養育するために、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある

__を介護する職員について準用する。 この場合において、前項中「次に掲げる子」とあるのは、「第15条第1項に規定する<u>要介護者</u> _____」と、「<u>当該子</u>を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 (介護休暇) 第15条 略 2 略 3 略 (介護時間) 第15条の2 略 2 略	<u>者</u>を介護する職員について準用する。 この場合において、前項中「次に掲げる__」とあるのは、「第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>（以下「<u>要介護者</u>」という。）<u>のある</u>」と、「<u>その子</u>を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 (介護休暇) 第15条 略 2 略 3 <u>介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。</u> 4 略 (介護時間) 第15条の2 略 2 略
--	--

3 前条第3項の規定は、介護時間に準用する。

第18条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

3 前条第4項の規定は、介護時間に準用する。

第18条 略

(3) 職員の育児休業等に関する条例第
25条の規定による申出に係る子の
心身の状況又は育児に関する申出職
員の家庭の状況に起因して当該子の
出生の日以後に発生し、又は発生す
ることが予想される職業生活と家庭
生活との両立の支障となる事情の改
善に資する事項に係る申出職員の意
向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養
育する職員（以下この項において「対
象職員」という。）に対して、市規則
で定める期間内に、次に掲げる措置を
講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に
資する制度又は措置（次号において
「育児期両立支援制度等」とい
う。）その他の事項を知らせるため
の措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に
係る対象職員の意向を確認するため
の措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心
身の状況又は育児に関する対象職員

の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略	2 略
第 1 8 条の 4 略	第 1 8 条の 3 略

(矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年矢板市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)
第 1 5 条 略	第 1 5 条 略
2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2

号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内)の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が職員の修学部分休業に関する条例(平成17年矢板市条例第2号)第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年矢板市条例第3号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(矢板市職員の定年等に関する条例(令和4年矢板市条例第29号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部

号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内)の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が職員の修学部分休業に関する条例(平成17年矢板市条例第2号)第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年矢板市条例第3号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(矢板市職員の定年等に関する条例(令和4年矢板市条例第29号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部

について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて

について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて

勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の矢板市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第3条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の矢板市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 16 号

矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正について

矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部を改正する条例

(矢板市手数料条例の一部改正)

第1条 矢板市手数料条例（平成12年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 土地 <u>及び建物</u> に関する証明手数料（1枚を1件とする。）	1件につき 300円 ただし、 <u>1件を超えて1筆又は1棟を増すごとに60円を加算する。</u>	(3) 土地_____に関する証明手数料_____	1件につき 300円 ただし、 <u>5筆までを1件とし、1筆を増すごとに60円を加算する。</u>
(4) <u>その他市税</u> に関する証明手数料	1件につき 300円 ただし、 <u>多機</u>	(4) <u>建物</u> に関する証明手数料	1件につき 300円 ただし、 <u>5棟</u>

	能端末機（本市 の電子計算機と 電気通信回線で 接続された民間 事業者が設置す る端末機で、証 明書等を交付す る機能を有する ものをいう。以 下同じ。）によ る交付手数料 は、1件につき 200円とす る。		までを1件と し、1棟を増す ごとに60円を 加算する。
(5)・(6) 略		(5)・(6) 略	
(7) 租税特別措 置法施行令（昭和 32年政令第43 号）第41条各号 又は第42条第1 項に規定する個人 の新築又は取得を した家屋がこれら	略	(7) 租税特別措 置法施行令（昭和 32年政令第43 号）第41条各号 又は第42条第1 項に規定する個人 の新築又は取得を した家屋がこれら	略

の規定に規定する 家屋に該当するも のであることにつ いての証明の申請 に対する審査に係 る住宅用家屋証明 申請手数料	
の規定に規定する 家屋に該当するも のであることにつ いての証明の申請 に対する審査に係 る住宅用家屋証明 申請手数料	
<u>(7の2) 所得証 明手数料</u>	<u>1件につき 3 00円</u> <u>ただし、多機 能端末機（本市 の電子計算機と 電気通信回線で 接続された民間 事業者が設置す る端末機で、証 明書等を交付す る機能を有する ものをいう。以 下同じ。）によ る交付手数料 は、1件につき 200円とす</u>

			る。
		(7の3) 住民税 決定証明手数料	1件につき 3 00円 ただし、多機 能端末機による 交付手数料は、 1件につき20 0円とする。
		(7の4) その他 市税に関する証明 手数料	1件につき 3 00円
(8) ~ (45) 略		(8) ~ (45) 略	

(矢板市市税条例の一部改正)

第2条 矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10の____ ____納税証明書の交付（法第382条 の4に規定する当該証明書に住所に代 わる事項の記載をしたものの交付を含	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定 する納税証明書の交付（法第382条 の4に規定する当該証明書に住所に代 わる事項の記載をしたものの交付を含

む。) <u>の手数料は、矢板市手数料条例</u> <u>(平成 1 2 年矢板市条例第 5 号) に定</u> <u>めるところによる。ただし、道路運送</u> <u>車両法第 9 7 条の 2 に規定する証明書</u> <u>については、手数料を徴しない。</u> <u>2</u> 略	む。) <u>を請求する者は、手数料を納付</u> <u>しなければならない。</u> <u>2</u> <u>前項の納税証明書の交付手数料は証</u> <u>明書 1 枚ごとに 3 0 0 円とする。ただ</u> <u>し、軽自動車税について滞納がないこ</u> <u>と及び前条に規定する事項についての</u> <u>証明書については手数料を徴しない。</u> <u>3</u> 略
---	---

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 7 日から施行する。

議案第 17 号

教育委員会教育長の任命同意について

本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 伊 藤 由 悟

生年月日 [REDACTED]

議案第 18 号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 蜷 木 宏 子

生年月日 [REDACTED]

議案第19号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市

氏 名 森 本 金 一

生年月日

議案第 2 0 号

工事請負契約の締結について

下記工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 8 年矢板市条例第 2 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 矢板市文化会館解体工事 |
| 2 | 契約の方式 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 3 6 5, 2 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木県矢板市扇町二丁目 5 番 1 7 号
株式会社東昭建設
代表取締役 島 田 秀 貴 |

議案第 21 号

市営土地改良事業について

矢板市玉田地区の農村地域防災減災事業を市が行うため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

市営土地改良事業概要書

1 事業目的

ネッコ溜は、江戸時代に築造したため池で150年以上が経過し、現在は玉田水利組合がため池の管理を行っている。令和2年度に防災重点農業用ため池に指定され、令和3年度に行った劣化状況、豪雨・地震耐性調査を実施したところ堤体高の不足、堤体断面の変形、堤体下流法面の漏水、堤体の耐震性が低いことが判明した。

このため、本事業により本施設の防災対策を行うことにより決壊を未然に防ぎ、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。

2 事業箇所及び現況

(1) 事業箇所 矢板市玉田

(2) 現 況

本地区は、矢板市の中心市街地より南に約6kmに位置し、農業用水として地域内の湧水を水源としたため池である。

地形勾配は1/100～1/20程度、標高は227mである。気象は、年平均気温12.8℃であり、年平均降水量は1,665mmである。

また、当該ため池から水利用する東側の関係受益地については、ため池直下流の5.1haをかんがいしている。

3 事業名称 市営土地改良事業（農村地域防災減災事業）

4 事業概要

(1) 事業規模等

・堤体盛土・遮水シート $L = 66\text{ m}$

・コンクリートブロック張 $L = 59\text{ m}$

・水路工 U型水路 300×300 $L = 48\text{ m}$

(ため池規模 堤長 66 m ・堤高 3.6 m 貯水量 $2,000\text{ m}^3$)

(2) 概算事業費

・ $74,900$ 千円

(3) 受益面積及び受益者数

・受益面積 5.1 ha

・受益者数 6人

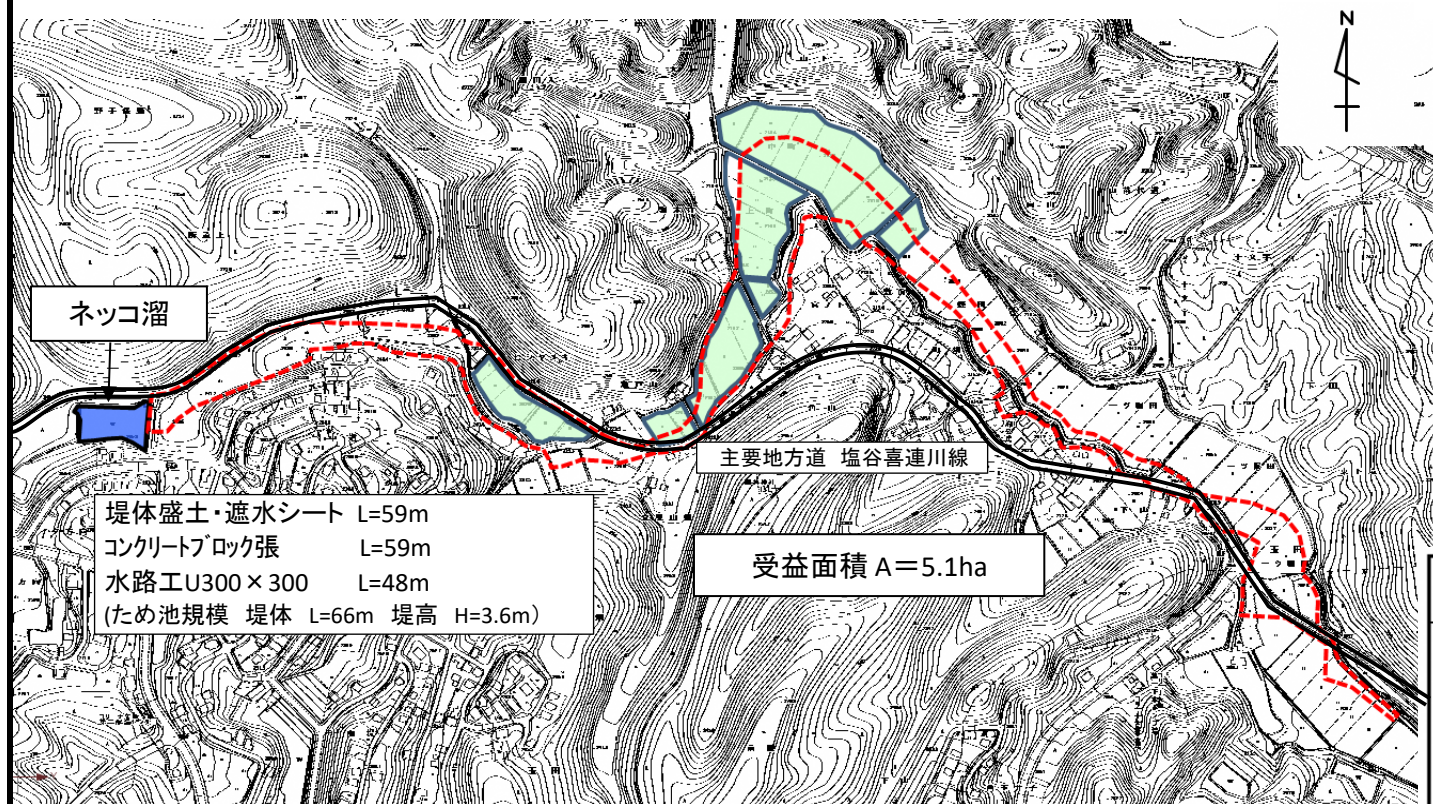
5 計画概要図

・別紙のとおり

概 要 図

市営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

ネッコ溜地区計画平面図



県内位置図



凡例

- 受益地
- ため池

議案第 22 号

令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金 2 億 3, 421 万 4, 250 円のうち 500 万円を減債積立金に、7, 000 万円を建設改良積立金に積み立て、7, 147 万 1, 796 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 23 号

令和 6 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金 6 億 4, 377 万 311 円の
うち 5 億 5, 606 万 3, 077 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すもの
とする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳